

深見自治区規約

深見自治区

令和8年2月作成

深見自治区規約

私たちは、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、安らぎと潤いが満ちたよりよい地域共同社会を創造するため、深見自治区を組織し、ここに深見自治区規約を定める。

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この自治区は、深見自治区（以下「自治区」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本自治区は、地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に沿って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とし、以下に掲げる行動を行うものとする。

- (1) 地域住民・諸団体等の意見調整、連絡等に関する事。
- (2) 地域住民の相互扶助並びに福祉に関する事。
- (3) 地域住民の生活環境整備並びに生活安全に関する事。
- (4) 地域のコミュニティ活動振興に関する事。
- (5) 公民館等施設の維持管理に関する事。
- (6) その他自治区の目的を達成するために必要と認める事業。

(運営の基本理念)

第3条 本自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

(区 域)

第4条 本自治区の区域は豊田市深見町地内で別表1に掲げる区域とする。

(事 務 所)

第5条 本自治区の主たる事務所は、愛知県豊田市深見町細田259番地の深見公民館に置く。

第 2 章 会 員

(会 員)

第6条 本自治区の会員（以下「区民」という。）は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

(入 会)

第7条 第4条に定める区域に住所を有することになった者は、自治区の定める「入会届」を区長に提出しなければならない。自治区は、この「入会届」受付時より入会とみなす。

2 自治区は、前項の「入会届」があった場合は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退 会)

第8条 区民が、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める「退会届」が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 組

(組)

第9条 本自治区に組を設ける。

2 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとするが、概ね20～30世帯程度を標準とする。

(組 長)

第10条 組に組長を置く。

2 組長の任期は、原則1年とし組内の区民の互選により就任するものとする。

3 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。

- (1) 地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画
- (2) 組内における行事の企画及び実施
- (3) 地域住民の異動状況の把握及び連絡調整
- (4) 区費等の徴収

第 4 章 役 員

(役員)

第 11 条 本自治区に次の役員を置く。

- (1) 区 長 1名
- (2) 副 区 長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 区会議員 35名以内(組ブロック単位による)
- (5) 監 事 4名
- (6) 必要に応じて顧問及び部員を置くことができる。

(役員を選任)

第 12 条 役員は総会において区民の中から選任する。

- 2 区長は前年度の副区長を充てるものとする。
- 3 監事は前年度の各委員長とする。
- 4 区長と監事、副区長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。
- 5 顧問及び部員は、区長の推薦により総会で承認し置くことができる。

(役員の職務)

第 13 条 区長は、組む全般を掌理し自治区を代表する。

- 2 副区長は、区長を補佐し区長に事故あるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、自治区の会計事務全般を掌理する。
- 4 区会議員は、区務等を審議する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本自治区の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況及び業務執行について、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集をすること。
- 6 顧問は、役員会に出席し、意見を述べるることができる。

(役員の任期)

第 14 条 区長、会計、区会議員、部員の任期は 2 年、副区長、監事及び顧問は 1 年とする。

- 2 原則として再任を妨げないものとする。ただし、会計については、例外として再任を不可とする。
- 3 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員会の設置等)

第 15 条 区長は、第 2 条に定める事業を実施するため、次の委員会を設置し役員の区会議員の中から委員長及び委員を指名する。なお、必要に応じて区民の中から委員を選任することができる。

2 各委員会の主な業務は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ・総会、役員会等に係る準備
- ・区有施設及び備品等の維持管理に関すること。
- ・文化的財産の維持に関すること。
- ・自治区の組織機構及び運営に関する問題の改善等に関すること。
- ・交通安全、防犯思想の普及及び防犯灯に関すること。
- ・その他、他の委員会に属さない事項
- ・委員長は、市の交通安全委員を兼務する。

(2) 土木委員会

- ・道路、河川、水路、池、公園及びこれに類する施設の維持管理、又は改修に関すること。
- ・河川美化、道路愛護に関すること。
- ・土砂の流出、山崩れ等の土木工事に関すること。
- ・その他土木事業に関すること。

(3) 環境衛生委員会

- ・自然環境の整備保全及び公害等の除去、防止に関すること。
- ・自治区内の不法投棄・廃棄物の処理、清掃、ゴミの減量、消毒、市民検診等環境衛生に関すること。
- ・指定ごみ袋の斡旋事務等の取扱いに関すること。
- ・危険な場所及び物等の処理、水利、水道に関すること。
- ・委員長は市の環境委員を兼務する。

(4) 文教厚生委員会

- ・レクリエーションに関すること。
- ・太鼓、棒の手等郷土芸能の保存振興に関すること。
- ・文化祭、各種スポーツ大会等、文化活動及び体育振興に関すること。
- ・各種クラブ活動に関すること。

3 各委員会は、業務を運営するにあたり支障があるときは下部組織として部を置くことができる。

(役員等の手当)

第 16 条 自治区は、役員等がその職務を遂行する必要経費を支弁するため、手当を支給するものとする。

2 前項の手当は別の運営要綱で定め、予算議決を受けなければならない。

(自治区事務員)

第 17 条 自治区には、事務員を置くことができる。ただし、その条件が整っていることを原則とする。

2 前項の事務員の任免、待遇については役員会が運営要綱で定める。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 18 条 自治区の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種類とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は区民をもって構成する。

(総会の機能)

第 20 条 総会は、この規約で定めるもののほか、自治区の運営に関する重要なことを議決する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 財産の処分に関すること。
- (4) 役員等の選任に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めるもの。

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 3 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 全区民の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 13 条の第 5 項第 4 号の規定により、監事より開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は区長が招集する。

- 2 区長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、総会に出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、区民の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、第 26 条第 2 項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の 3 分 2 以上の出席があれば、開催することができる。

(総会の議決)

第 25 条 総会の議事は、この規約に定めるものの他、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第 26 条 区民は、総会において各々 1 個の表決権を有する。

2 次の各号を除き、区民の表決権は、世帯で 1 個とする。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 財産の処分に関すること。
- (3) 解散に関すること。

(総会の書面表決等)

第 27 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項等について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 24 条及び第 25 条の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

第 6 章 役 員 会

(役員会の構成)

第 29 条 役員会は第 11 条に定めるものをもって構成する。ただし、監事は除くものとする。

(役員会の機能)

第 30 条 役員会は、この規約で別で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 各委員会における会務の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 31 条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第33条 役員会には、第24条、第25条及び第27条、第28条第1項第4号までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(支援組織会議)

第34条 本自治区は、第2条の目的を達成するため必要に応じて自治区内支援組織会議を開催することができる。

- 2 支援組織会議は、個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて招集する。ただし、目的によりその支援組織の長が、区長の承認を得て招集することができるものとする。
- 3 支援組織会議の議題は、すべての区民が提案できる。

第7章 資産及び会計

(区費)

第35条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(資産の構成)

第36条 本自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動にともなう収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本自治区の資産は、区長が管理しその方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 38 条 本自治区の資産で、第 36 条第 1 号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合は、総会において総区民の 3 分の 2 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 39 条 本自治区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 本自治区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 42 条 本自治区の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 43 条 この規約は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第 44 条 本自治区は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 45 条 本自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得て、本自治区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第 46 条 本自治区の事務所には、次の帳簿および書類を備えておかなければならない。

ただし、会計に関する帳簿は、便宜上会計宅へ置くことができる。

- (1) 規約
- (2) 区民名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿および証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

2 区民は、前項の規定に属する書類等を閲覧等する場合は、区長の許可を得なければ閲覧することができない。

(委 任)

第 47 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2. 各条項の運営等については、深見自治区運営要綱に定める。
3. 区長は内規及び要綱を定めることができる。

別 表 1

第 4 条に規定する区域

豊田市深見町	石神、市場、糸代、岩花、後田、大屋、川原田、木戸、小畑、才田、白地釜、下田、常楽、中川原、ヒヤケ、広表、法花坊、細田、洞田、御内平、水上、向イ田、向イ洞、長根、四反田の全域及び鳥目（1026番地5～7、42、47～53、57～64、69～81、84～89を除く。）とする。
--------	--

改定

- 1、平成20年3月16日 第4章 第14条（役員の任期）
- 2、平成21年3月15日 第1章 第5条（事務所）
第8章 第44条（解散）
- 3、平成22年3月14日 第3章 第9条（組）及び第10条（組長）
第7章 第40条（事業計画及び第42条（会計年度）
別表1 第4条に規定する区域
- 4、平成27年 3月 8日 第4章 第14条（役員の任期）
- 5、令和 8年 2月 8日 第1章 第2条（目的）
別表1 第4条に規定する区域
第3章 第10条（組長）
第4章 第11条（役員）
第12条（役員の選任）
第13条（役員の職務）
第14条（役員の任期）
第5章 第21条（総会の開催）
第22条（総会の招集）
第23条（総会の議長）
第24条（総会の定足数）
第25条（総会の議決）
第26条（区民の表決権）
第27条（総会の書面表決等）
第28条（総会の議事録）
第6章 第29条（役員会の構成）
第30条（役員会の機能）
第33条（役員会の定足数等）
第7章 第35条（区費）
第36条（資産の構成）
第37条（資産の管理）
第38条（資産の処分）
第41条（事業報告及び決算）
第9章 第47条（委任）

令和8年2月作成